

船橋市立行田東小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、「人間性豊かで たくましい児童の育成」を図っていく。

(2) 学校及び職員の責務

①いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学年学級経営等に努める。

②教職員等の不適切な認識や言動が、いじめの発生を許し深刻化を招くという認識を保持する。
また、言語環境を整え、学校全体で暴力や暴言を排除していく。

③子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取り組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本施策

①いじめ対策としての予防

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、「いのちを大切に するキャンペーン」等を実施する。
- ・児童間で問題が起こったときには、その都度児童自身がとった行動について振り返らせ、原因を児童自身が把握し、解決できるように支援する。
- ・児童会活動を中心に全校の児童が主体となった「いじめ0運動（東っ子あったかハートプロジェクト）」を行い、いじめ問題に関して児童が自分事として捉えていくことのできるようにする。

②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。

【学校生活アンケートについて】

(目的) 在籍する児童に対する定期的なアンケートおよび教育相談等を実施するとともに、児童への必要な措置を講ずる。

(時期) 学期に1回(6月、11月、2月)

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童に対し、インターネットや携帯メールを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、情報モラル教育を行う。
- ・インターネット上で本校児童に関係する不適切な書き込みが認められた場合、その情報を早く得られるように保護者及び地域と連携を強化する。そして、積極的に専門機関の指導を受け、迅速かつ適切な解決が図れるようにする。

(3) 組織

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、学年主任、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー(必要に応じて関係職員を追加する。)

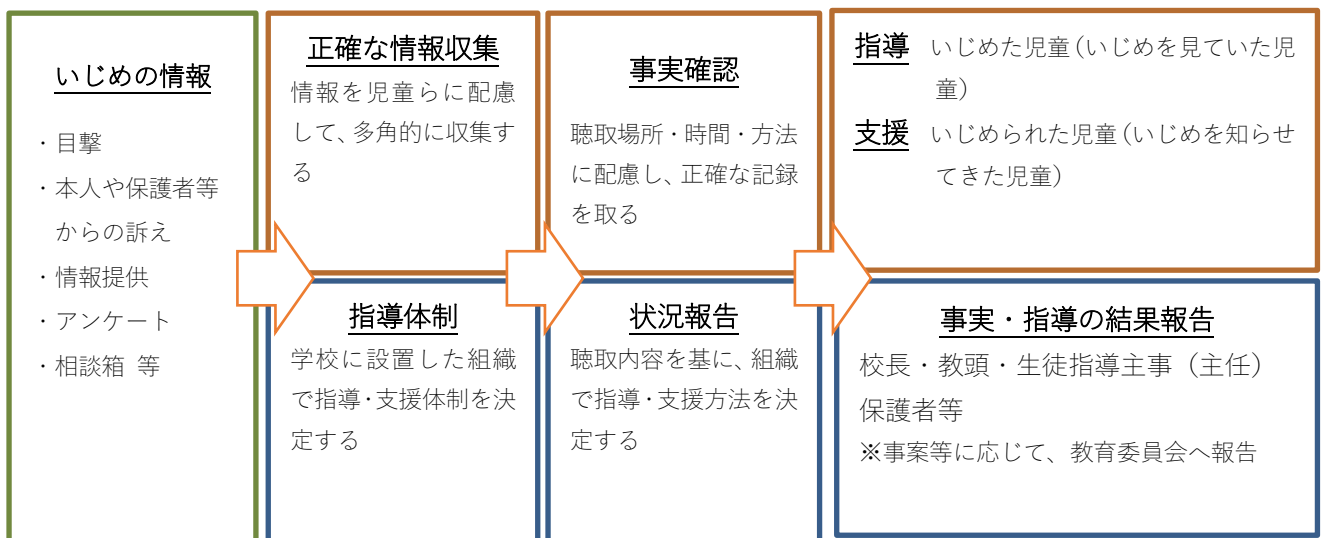
<活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

<開催> 年3回を定例会とし、事案発生時は緊急開催とする。

(4) 組織的ないじめ対応の流れ



3 学校評価における留意事項

いじめの実態把握や対応が促さるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。
- ・いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。